

南箕輪村ゼロカーボン推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、持続可能な脱炭素社会の構築を推進するため、再生可能エネルギー設備等の導入又は住宅の省エネルギー化の取組を行う者に対し、予算の範囲内で南箕輪村ゼロカーボン推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、南箕輪村補助金交付規則(昭和59年規則第2号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。
- (2) 既存住宅 住宅のうち、補助金の交付申請時において完成後1年以上が経過しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第9条に定める実績報告及び請求をする日以前に村の住民基本台帳に記録されている個人又は村に主たる事業所を有している事業者
- (2) 第6条に定める補助金の交付決定があった日以降に補助対象事業に着手し、かつ交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに第9条に定める実績報告及び請求ができる者
- (3) 村に納付すべき納付金等を滞納していない者。ただし、個人の場合は、その属する世帯全員が納付金等を滞納していないこと。
- (4) 南箕輪村暴力団排除条例(平成24年南箕輪村条例第7号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者又はそれらと密接な関係を有しない者

(補助対象設備等、補助要件、補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象設備等、補助要件、補助対象経費及び補助金額は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象設備等の導入前に、南箕輪村ゼロカーボン推進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類及びその他村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときはこれを審査し、その結果を南箕輪村ゼロカーボン推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を変更又は中止しようとするときは、南箕輪村ゼロカーボン推進補助金事業変更(中止)届出書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第8条 補助事業者は、やむを得ない事由により交付申請書を提出した当該年度末までに補助事業が完了しないことが見込まれるときは、当該年度の1月末日までに南箕輪村ゼロカーボン推進補助金繰越届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告及び請求)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、南箕輪村ゼロカーボン推進補助金実績報告書及び交付請求書(様式第5号)に別表第2に掲げる書類及びその他村長が必要と認める書類を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 村長は、前条の報告があったときはこれを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、南箕輪村ゼロカーボン推進補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(取得財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業により設置した設備等(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、適正な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、南箕輪村ゼロカーボン推進補助金財産処分届出書(様式第 7 号)により村長に提出しなければならない。

2 村長は、補助事業者が前項の規定により取得財産を処分したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

(現地調査等)

第 14 条 村長は、補助金の交付の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、村長の求めに応じて事業の成果を示す資料の提供や調査等に協力するものとする。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、申請書及び実績報告書に関連する書類を事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象設備等	補助要件	補助対象経費	補助金額
【共通事項】	(1) 補助対象設備等は、未使用品であり、かつリース品でないものとする。 (2) 補助対象設備等は商用化されているものとする。	すべて税抜金額とする。	補助金額は、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
1 太陽光発電設備	(1) 自らが居住し、又は居住する予定である村内の一戸建て住宅、事業所若しくは当該住宅及び事業所と同一敷地内に設置する太陽光発電設備であること。 (2) 発電した電気を、住宅、事務所又は補助対象者の同一	設備費及び工事費	(1) 住宅又は当該住宅と同一敷地に設置する太陽光発電設備の場合は、1 キロワットあたり 10 万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力(キロワ

	<p>世帯の者が所有するEV若しくはPHEVで、補助対象者が個人においては30パーセント、事業者においては50パーセント以上自家消費すること。</p> <p>(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(4) 設備の更新ではないこと。</p> <p>(5) 同一の補助対象設備について、過去に補助金の交付を受けていないこと。</p>		<p>ット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については四捨五入する。)を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。</p> <p>(2) 事業所又は当該事務所と同一敷地に設置する太陽光発電設備の場合は、1キロワットあたり5万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の最大出力(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満の端数については四捨五入する。)を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。</p>
<p>2 断熱性向上リ フォーム</p>	<p>(1) 自らが居住し、又は居住する予定である村内の既存住宅(事務所及び店舗その他これらに類する用途の部分を持つ兼用住宅にあつては、住居部分に限るものとする。)において施工するつぎのいずれかの断熱改修</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号第4号に定める居室(以下「居室」という。)の窓を単板ガラスから複層ガラスに替える又は新たにサッシを設置するこ</p>	<p>工事費</p> <p>ただし、補助対象経費から、国、県又は村の他の制度の補助対象経費を除く。</p>	<p>補助対象経費の2分の1とし、30万円を限度とする。</p>

	<p>とにより二重サッシとする改修</p> <p>イ 居室の屋根、小屋裏又は床に断熱材を新たに設置する改修</p> <p>(2) 村内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に当該工事を実施させること。</p> <p>(3) 当該工事を実施する住宅が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に実施についての承諾を得ること。</p> <p>(4) 本人又は本人と同一世帯の者が、過去 10 年間に同一の建物についてこの要綱による補助金の交付を受けていない者。</p>	
--	---	--

別表第 2(第 5 条、第 9 条関係)

補助対象設備等	交付申請書添付書類	実績報告書及び交付請求書添付書類
1 太陽光発電設備	<p>(1) 設置する住宅の位置図</p> <p>(2) 既存住宅の場合は、設置予定場所の現況写真</p> <p>(3) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し</p> <p>(4) メーカー、型式及び容量等設備の使用が確認できる書類</p>	<p>(1) 設置費用及びその内訳が記載された支払を確認できる書類</p> <p>(2) 設置状況を写した写真</p> <p>(3) 設置設備の保証書の写し</p> <p>(4) 売電申込が確認できる書類（太陽光設備であって、余剰電力を売電する場合に限る。）</p>
2 断熱性向上リフォーム	<p>(1) 改修する既存住宅の位置図</p> <p>(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し</p> <p>(3) 改修内容及び使用する製品の規格が確認できる書類</p>	<p>(1) 改修費用及びその内訳が記載された支払を確認できる書類</p> <p>(2) 改修状況を示す写真</p>

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (4) 改修箇所を示す平面図（住宅
全体の間取りが確認できるもの） | |
| (5) 改修箇所を示す写真 | |